

## ○砂防指定地の指定について

〔平成七年一月二日 建設省河砂発第四七号  
各地方建設局河川部長・北海道開発局建設部  
長・各都道府県土木主管部長あて  
建設省河川局砂防部砂防課長〕

砂防指定地の指定については、砂防指定地指定要綱（平成元年九月十二日建設省河砂発第五八号建設省河川局長通達）に基づき、指定手続を進めているところであるが、最近の砂防指定地指定の進達をみると、砂防指定地の指定範囲を砂防工事施行箇所及びその近傍のみを対象にしている事例が見受けられ、砂防法（明治三十年三月三十日法律第二十九号）第二条に基づき砂防指定地として指定する必要がある治水上砂防の観点より必要とされる土地（砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地）について、未だ砂防指定地として指定されていない状況にある。

については、治水上砂防の観点より必要とされる土地について、砂防指定地として、面的に指定できるよう管下全域の各流域について土地の状況等を調査し、調査の完了したところから、砂防指定地として指定するため速やかに進達手続を進められたい。

なお、砂防指定地指定要綱第三又は第四の進達を行う予定の土地についてあらかじめ建設省砂防部長に報告することとされている砂防指定地指定要綱第一〇の別記様式二の内容についても併せて見直されたい。